

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月27日
【会社名】	イメージ情報開発株式会社
【英訳名】	Image Information Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 代永 衛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
【電話番号】	03(5217)7811
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 佐藤 将夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
【電話番号】	03(5217)7811
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 佐藤 将夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 新株予約権証券 2,957,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 303,957,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,500個
発行価額の総額	2,957,500円
発行価格	845円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	イメージ情報開発株式会社経営管理室 東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
払込期日	平成30年3月15日
割当日	平成30年3月15日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

(注) 1 イメージ情報開発株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成30年2月27日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に、書面にて申込取扱場所に提出することにより行うものとします。払込方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	350,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、付与株式数は（注）1の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた額とします。 2 行使価額 860円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	303,957,500円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る新株予約権の目的である株式数で除した額とする。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記記載の増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年3月15日から平成32年3月13日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 イメージ情報開発株式会社 経営管理室 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当場所はありません 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 新株予約権者が権利行使をする前に、前項の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。 2 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数  新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。  新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  再編対象会社の普通株式  新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間  上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限  譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項  上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭を行使する株式数に相当する金額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

3 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の効力は、行使請求に要する書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込場所」に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金額が払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

4 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

5 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

6 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本項目の規定読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とさす。
- (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社取締役会に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引き受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,957,500	900,000	303,057,500

- (注) 1 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計です。
- 3 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金の調達	80,000,000	平成30年3月～ 平成30年8月
運転資金	50,000,000	平成30年3月～ 平成32年2月
M & A等の資金の確保	173,057,500	平成30年3月～ 平成32年2月

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、M & A等の資金としている支出予定金額を減額する予定です。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画であります。支出実行するまでに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。
- 3 調達資金の充当は、同業他社への支援に必要な資金 運転資金 M & A等の資金の確保の優先順位で、需要確定時に行う方針です。

(資金調達の目的)

当社は、「変革を求める企業・団体に対し、先進的ITを駆使した独創的サービスや機能の提供を通じ社会に貢献する」を理念に掲げ、長期にわたり金融・製造業など企業や大手商店街、商工会議所を通じた地域の活性化に努めてまいりました。

当社は、平成29年10月2日に、新設会社分割を行い完全子会社であるイメージ情報システム株式会社を新設し、さらに同年同月には、エクストップエスオー株式会社（現株式会社アイデポルテ）の50%の株式を取得し子会社化し、従前からの子会社である株式会社ヴァージンメディカルを含め、子会社管理を行う持株会社としての活動を行っております。

業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金の調達

当社のコア事業であるコンサルティング/設計/構築事業及び保守/運用事業合計の平成29年3月期の連結売上高は502百万円であり、競争力を高めるためには、年度連結売上高1,000百万円の規模が必要と考えております。このため、同業他社数社と業務提携契約を締結し、当社グループ売上増強に努めてまいりました。

業務提携契約を締結した企業のうち、平成29年10月10日に業務提携合意書を締結した同業他社候補先（以下「候補先」という。）がかねてより受注獲得に向けて折衝を行っていた大型案件が、平成30年1月に具体化し、当社の直接受注で候補先との協業により対応することで進んでいることから、この受注により平成31年3月期で年度連結売上高1,000百万円の規模を実現する計画です。

候補先は大手企業からのシステム設計事業を受注しているIT企業であり、また新規の大型受注案件について折衝中であり、候補先は当社の支援を必要としていますが、候補先より、社名を公開することで、現在の取引先との継続取引及び新規大型案件受注獲得に支障をきたす可能性があるとの理由で匿名での記載を要請されております。

業務提携の内容は下記のとおりです。

- a 当社は候補先の求めに応じて候補先の経営についてのサポートを行う。
- b 当社と候補先は、当社が候補先に資本参加することで候補先が当社のグループ企業となることについて検討を開始する。
- c 当社は候補先が受注している案件又は候補者が受注しようとする案件の実務遂行について、候補先の求めに応じて当社の人的資源を供給する。
- d 当社は、候補先が受注している案件又は候補先が受注元を当社とすることが最適と判断した場合には、当社及び候補先の協議の上、当社はこれを引き受ける。
- e 前項の際、当社は受注元の了解を得た場合には、必要に応じて候補先への業務委託を行うことができる。
- f 前項の際、当社及び候補先は個別契約を締結する。

候補先の経営は、年間10億円の安定した売上がありますが、利益面においては資金調達について候補先の財務状況から金融機関からの借入ができず、売掛金のファクタリングによる資金調達などを行った結果、調達コストが増大し、平成29年2月期では31百万円の経常損失を計上しており、当社は経営ノウハウと資金面での支援の要請を受けております。

候補先が現在商談を進めている大手企業に対しては、秘密情報（例：個人情報）を暗号化した、安全に確実に伝達する独自のシステムを提案し、具体的な折衝に入っています。本契約にあたっては、前記「業務提携の内容d項」に基づき、当該大手企業が発注先を選定する際、当社が上場会社であること及び資本金規模の信用度が重要視されると候補先が判断し、当社が受注元となる予定で、本受注においては当社がプロジェクト管理を行います。大型案件につき当社の子会社を含めた当社グループのシステム構築エンジニアでは要員不足する予測であり、候補先に一部業務委託する予定です。

業務提携合意書にあるように当社が受注元になるのは、双方にメリットがあるためであり、資金支援を行わないと受注できないということではありませんが、資金支援を行うことで、候補先の経営の健全化が、前記の受注等、当社の受注案件の獲得に繋がると考えております。

当社が契約当事者になる本大型案件の受注と、新設分割子会社であるイメージ情報システム株式会社及び株式会社アイデポルテによる既存の売上高合算することによって、平成30年度にはコンサルティング/設計/構築事業及び保守/運用事業合計の売上高は1,000百万円の規模となることを見込んでおります。

今後、前記「業務提携の内容b項」に定めたとおり、当社が候補先に資本参加することで、当社グループ企業になることを推し進めてまいりますが、財務状況改善の観点から連結化が現況では不適当との判断を行い、貸付けを実施し、その後、本貸付額を、当該候補先の株式取得（第三者割当増資）に充当することにより、資本参加することを検討しております。

候補先から受けている資金支援要請額は80百万円であり、本新株予約権行使による調達資金を本金額に充当することを予定しております。

#### 運転資金

当社は、平成29年10月に新設会社分割によりイメージ情報システム株式会社への30百万円の出資、同年同月に実施したエクストップエスオー株式会社（現株式会社アイデポルテ）への50%の株式取得費用27百万円及び新設会社分割に反対した株主からの株式買取請求に応じ同年11月に34百万円を支出したことから、平成29年12月末日現在の現金及び預金は43百万円となっております。当社の適正な運転資金の金額は1か月の運転資金30百万円の3か月間相当額として90百万円の備蓄が必要と判断しておりますので、不足分として調達額50百万円を充当する予定です。

#### M & A等の資金の確保

当社グループは、既存事業を強化するとともに多様化するニーズに対応するための手段として、M & Aや外部パートナーとの資本・業務提携を実施し、当社グループの持つ技術力、人材、マーケットと、出資先・業務提携先の持つ経営資源とのシナジー効果を生み出すことにより、開発力・サービスを強化し、既存事業についてより幅広い事業展開を狙えるものと考えております。

当社グループは、将来的な成長投資として、顔認証などのAI（人工知能）やルーティンワークを自動化するなどのロボット技術は無限の可能性を有しており、これらの導入への取組みは必須となると考えています。このためには、これらの技術を有する企業に対して、投融資又はM & Aを通じてM & Aや資本・業務提携先との協業により、出資先・業務提携先の持つ技術力、人材、マーケットを活用することで、既存事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出のためにも必要不可欠だと考えております。

現時点では、出資先・業務提携候補先への折衝には至っておりませんが、案件発生時に機動的に支出することが可能な資金を保有し、当社グループ化のための株式取得等のための行使を行うことでさらなる成長機会を、積極的に取り込んでまいります。

なお、本目的に対する割当予定先の出資可能な額は173百万円ですが、M & A等の資金が173百万円では不足となった際には、今後の当社グループの業績が向上し、前項記載の必要運転資金90百万円を十分に確保できた場合には、その超過した現預金はM & A等の資金に活用する計画です。

また、割当予定先は、新株予約権の行使により希薄化が生じることを考慮し、本目的に対しての新株予約権行使については、M & A等の具体的な施策案が策定された時点までは行使を行わない意向であることを聴取しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

氏名	代永 衛
住所	東京都三鷹市
職業の内容	イメージ情報開発株式会社 代表取締役社長 （所在地：東京都千代田区、業務内容：グループ管理事業） 株式会社ヴァージンメディカル 取締役 （所在地：東京都中央区、業務内容：不動産転貸事業） 株式会社アイデポルテ 取締役 （所在地：東京都港区、業務内容：システム設計事業）

#### b 提出者と割当予定者との関係

出資関係	代永衛氏は当社普通株式を240,000株保有しており、近親者及び近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社（株式会社イメージ企画、株式会社NBI）が所有している議決権を合わせ、平成29年9月30日現在の当社発行済株式数1,780,000株（総議決権数16,663個）に対し63.03%（当社議決権総数に対し67.33%）を保有しており、当社の議決権の過半数を占める支配株主に該当します。
人事関係	当社代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定者の選定理由

本新株予約権の割当予定先である代永衛氏は当社代表取締役であり、当社の経営及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせる事等、また、今回の資金調達目的に照らし、資金確保のため割当を引き受ける旨、申し出があったことを鑑み、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

#### d 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
代永 衛	新株予約権 3,500個 （その目的となる株式 350,000株）

#### e 株券等の保有方針

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は長期的に一定割合を保有する方針であることを確認しておりますが、本新株予約権を全て行使した際の浮動株比率を勘案し、売却することが適切であると判断した場合には金融商品取引法及び当社への事前届出の社内規定を遵守した上での合法的な方法で適時適切に売却する方針であることを聴取しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込みに要する十分な現預金（預金通帳にて確認しております）を保有しており、本新株予約権の行使に要するための資産として取引先への貸付金231百万円（債務承認弁済契約証書及び割当予定先が多額の貸付をしていることから業績把握のため取得した取引先の納税申告書に添付される勘定科目内訳明細書（平成29年9月末現在）にて確認しておりますが、割当予定先からは「平成30年3月末日に一括返済を受ける予定であるが、取引先の財務状況により、同年同月からの分割返済に応じることが想定される」との聴取しております）があり、2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途に記載しております、優先的に充当する予定である業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金及び運転資金に要する十分な資産を保有していることを確認しています。なお、同貸付金の返済が分割になった場合には、本新株予約権の行使が段階的に行われ資金の充当も段階的に行うこととなります。

割当予定先は、当社株式206百万円（株式価格は平成30年2月26日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値860円で算定しており、保有株式数は平成29年9月30日現在の大株主一覧で確認し、当社「株式取扱規程」では株式売却には事前届が義務付けられていますが平成30年2月26日現在、当該届出はありません）を保有しており、貸付金の回収が滞った場合や必要となる調達資金のため本新株予約権を行使しなければならない際には、本新株予約権の行使により取得した当社株式を含め、当社株式の浮動率等を考慮し売却する等により行使に必要な出資に充てる意向であることを聴取しています。

g 割当予定先の実態

割当予定先の当社代表取締役である代永衛氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。なお、当社の代表取締役であることから、外部機関への調査依頼は行っておりません。

## 2【株券等の譲渡制限】

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権1個当たりの発行価額は845円とします。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施しました。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法であります。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値860円/株、株価変動率41.90%（年率）、配当利率0.00%（年率）、安全資産利率率 - 0.15%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額849円/株、満期までの期間2年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額を本件算定価額と同額の845円としたものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。また、行使価額につきましても、割当予定先と協議の結果、本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日（平成30年2月26日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の860円といたしました。この行使価額の当該直前営業日まで1か月間の終値平均856円に対するプレミアム率は0.47%、当該直前営業日まで3か月間の終値平均851円に対するプレミアム率は1.06%、当該直前営業日まで6か月間の終値平均909円に対するディスカウント率は5.39%となっております。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件（以下「発行条件」という。）につき十分に討議、検討を行った結果、当社は割当予定先に特に有利な発行条件でないと判断し、平成30年2月27日開催の取締役4名、監査役3名全員が出席した取締役会において、出席取締役全員の賛成により本新株予

約権の発行につき決議いたしました。なお、本新株予約権の割当予定先である代表取締役代永氏は特別の利害関係があるため、決議に加わっておりません。併せて、出席監査役3名(うち2名は社外監査役)から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した第三者機関に依頼し発行価額を定めていることから、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行に該当しないとの意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大350,000株(議決権3,500個相当)であり、発行決議日現在の当社発行済株式数1,780,000株(総議決権数16,662個)に対し最大19.66%(当社議決権総数に対し最大21.1%)の希薄化が生じるものと認識しております。

また、発行決議日の6か月以内である平成29年10月20日に、運転資金確保の目的で自己株式40,000株の当社普通株式の自己株式処分による第三者割当が行われたことから、当該第三者割当により処分された自己株式に係る議決権数(400個)及び本新株予約権全てが行使された場合における交付株式に係る議決権数(3,500個相当)を合算して希薄化率を計算した場合、発行決議日現在の当社発行済株式に係る議決権数から上記第三者割当により処分された自己株式に係る議決権数を減じた議決権数(16,262個)に対し最大23.98%の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、資金調達の方法としては、金融機関からの借入と比較して財務負担が少なく、また、新株予約権の行使期間内において、用途の優先度合によって行使される予定であることから、希薄化も段階的に行われると判断しております。

なお、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は2,969株であり、行使可能期間において、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である代永衛氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数350,000株を行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は479株となり、上記1日の出来高の16.13%となるため、株価に与える影響が限定的かつ、消化可能なものと考えています。また、新株予約権の行使を段階的に行うことで、希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

## (3) 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権割当予定者である代永衛は、本人と近親者が所有している議決権及び近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社が所有している議決権を合わせ、当社の議決権の過半数を占めているため、支配株主にあたります。

支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。本件新株予約権の発行は、当社代表取締役代永衛氏を割当対象としておりますので、支配株主との取引等に該当しております。

支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社では、コーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。」と定めております。本新株予約権は、当該指針に則って、第三者機関の評価査定による適正な発行価額を決定し、行使価額につきましても本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日(平成30年2月26日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値に決定するなど取引内容及び条件について妥当であると判断しております。なお、本新株予約権の割当は、当社の業績発展を図ることを目的としており、これにより、当社の業績及び企業価値の向上が期待され少数株主を含めた株主の皆さまへの利益の拡大につながるものと考えており、上記の指針に沿うものと判断しております。

#### 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

発行内容及び条件については、発行価額及び行使価額の決定方法等は、外部第三者機関の査定を受けるなど一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱することがなく、適切であり、監査役会より、本新株予約権の付与は利益相反に該当しない旨の意見を得ております。

なお、本新株予約権の発行に関する決議には特別な利害関係を有している代表取締役代永氏は加わっておりません。

当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

本件新株予約権の発行を決定した平成30年2月27日の取締役会の決議に際して、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役 鹿野裕司氏および日原仰起氏より、以下の意見書が提出されました。概要は下記のとおりです。

##### ア 割当先の選定について

- a 割当先予定者は支配株主であるが、本新株予約権の行使は支配株主の異動を伴うものではない。
- b 割当予定先からは、個人的な利潤を求めて新株予約権を取得するのではないことを聴取した。
- c これまで新株予約権引受の申出のあったファンド企業数社は作為的な株価上昇行為の可能性があり割当先として適切でないことを聴取しており、私共もその判断が妥当であると判断した。
- d 一方、割当先は、作為的な株価上昇行為は金融商品取引法違反であること、及び代表取締役自らが違反を行う犯罪行為は当社存続ができなくなる事態になることを十分に認知していることを確認し、当社の代表取締役の責務として行う当社グループの企業価値増大の結果として株価が上昇することに努めるとの意向を聴取した。

割当先は代永衛氏に限定するものではないが、同氏は当社グループの業績向上に向けて中心的な存在であり、企業価値増大が少数株主への利益に繋がることから、同氏が割当先となることでの支障はないと判断する。

##### イ 希薄化率について

東京証券取引所が定めるガイドラインである25%未満の希薄化率には則っているものの、本新株予約権を全て行使した場合、株価の下降に繋がる可能性はあるが、行使された資金が行使された新株予約権によって得られた資金が、当社の業績発展に寄与するものかどうかで判断するべきである。

使用用途の 業務提携合意書を締結した候補先への支援によって、売上高増強による競争力強化、及び持株会社としての M & A等の資金の確保によって、当社グループ総合力向上に繋がるものと判断した。

##### ウ 取引の目的の妥当性

業務提携合意書を締結した候補先への支援資金に充当することで、候補先が折衝している大型案件の受注元が当社になることで、当社の業績に寄与すること、候補先の財務基盤、経営基盤の確立した際には当社グループ企業になることで、当社グループの企業価値が増大すること、に繋がり少数株主への不利益は克服できると判断した。

##### エ 発行価額と行使価額について

発行価額は第三者機関に算定を依頼しており、割当予定先に有利な発行ではないと判断する。行使価額については、新株予約権の発行を決議する取締役会開催日前日の終値としていることから、公正な価額と判断する。

以上により、割当先の選定方法 希薄化率 取引の目的の妥当性 発行価額と行使価額の決定方法 新株予約権発行の承認手続きの観点から総合的に検討した結果、新株予約権の発行の決定については、少数株主にとって不利益ではないと認める。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社イメージ企画	東京都三鷹市井の頭1-13-10	612,000	36.73%	612,000	30.35%
代永 衛	東京都三鷹市	240,000	16.20%	590,000	29.26%
株式会社NBI	東京都渋谷区笹塚2-41-2	270,000	14.40%	270,000	13.39%
イメージ情報開発株式会社	東京都千代田区猿楽町2-4-11	113,629	-	113,729	-
長峰 貴博	東京都港区	-	-	40,000	1.98%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	40,000	2.40%	40,000	1.98%
代永 英子	東京都三鷹市	37,700	2.26%	37,700	1.87%
岡田 秀一	神奈川県川崎市麻生区	25,700	1.54%	25,700	1.27%
中根 近雄	埼玉県さいたま浦和区	24,000	1.44%	24,000	1.19%
山成 勝之	東京都杉並区	22,100	1.33%	22,100	1.10%
奥平 健一	東京都新宿区	40,100	2.41%	-	-
計		1,425,229	78.71%	1,775,229	82.40%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の所有議決権数（代永衛については当該議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数350,000株に係る議決権数3,500個を加算した数）」を、「平成29年9月30日現在の総議決権数（16,663個）に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数350,000株に係る議決権数3,500個を加算した数」で除して算出しております。

3 平成29年10月に自己株式40,000株を運転資金確保の目的で当社取締役長峰貴博氏に金銭譲渡しました。また、平成29年11月に奥平健一氏から、平成29年6月28日に開催しました第42回定時株主総会第2号議案である「新設分割計画承認の件」に反対し株式買取請求を提出されましたので、平成29年11月に40,100株を買取りいたしましたので、第三者割当後の大株主の状況にはこれを反映しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第42期）及び四半期報告書（第43期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第42期、提出日平成29年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年2月27日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年6月28日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 新設分割計画承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役1名選任の件

長峰貴博を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

鹿野裕司、日原仰起を監査役に選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

荒木義行を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	11,281	416	0	（注）1	可決（96.4%）
第2号議案 新設分割計画承認の件	11,263	434	0	（注）1	可決（96.3%）
第3号議案 定款一部変更の件	11,275	422	0	（注）2	可決（96.4%）
第4号議案 取締役1名選任の件 長峰 貴博	11,279	418	0	（注）3	可決（96.4%）
第5号議案 監査役2名選任の件 鹿野 裕司	11,288	409	0	（注）3	可決（96.5%）
	11,286	411	0	（注）3	可決（96.5%）
第6号議案 補欠監査役1名選任の件 荒木 義行	11,285	412	0	（注）3	可決（96.5%）

- （注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2 議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3 議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第42期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第43期第3四半期）	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付資料としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

イメージ情報開発株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月16日に会社の主要な貸付先である株式会社北栄が所有する船舶に事故が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イメージ情報開発株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、イメージ情報開発株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

イメージ情報開発株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田 中 大 丸  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月16日に会社の主要な貸付先である株式会社北栄が所有する船舶に事故が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

イメージ情報開発株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今 井 修 二  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。